

令和８年度 第１回甲賀市総合教育会議 議事録

1. 開催日時 令和８年８月６日（木）
開会９時００分
閉会１０時３０分
2. 開催場所 甲賀市役所４階 教育委員会室
3. 議題
 - ・甲賀市立小中学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について
 - ・甲賀市こども基本条例（素案）について
4. 出席委員 岩永市長、立岡教育長、池田教育長職務代理者、松山委員、青木委員、谷口委員
5. 事務局員
 - （１）教育委員会事務局
教育部長、教育委員会事務局次長（総務・管理担当）、
教育委員会事務局次長（学校教育担当）、教育総務課長、
学校教育課長（学校教育担当）、同課長補佐
 - （２）こども政策部
こども政策部長、こども政策部次長、子育て政策課長、
同主事
 - （３）市長公室
市長公室長
 - （４）総合政策部
総合政策部長、総合政策部次長、企画調整課長、
同課長補佐、同主査
6. 傍聴者 なし

○事務局

定刻となりましたので、ただいまから令和8年度第1回甲賀市総合教育会議を開催いたします。本日の総合教育会議は、甲賀市総合教育会議設置要綱第7条に基づき、公開とさせていただきます。傍聴につきましては、3名の席を設けておりますが、現在、0名でございます。

それでは、まず初めに甲賀市市民憲章を唱和いたしますので、ご無理のない範囲でご起立の上、ご唱和をお願いいたします。

【甲賀市市民憲章唱和】

○事務局

それでは、開会にあたりまして、本会議の議長であります岩永市長よりご挨拶を申し上げます。

○岩永市長

おはようございます。本日は令和8年度第1回甲賀市総合教育会議、大変お忙しい中、ご参集をいただき誠にありがとうございます。また日頃より、教育分野をはじめ本市行政の推進にご理解・ご協力賜っておりますこと、この場をお借りし、深くお礼を申し上げます。今日8月6日は広島平和記念日であります。本市からも広島に向かって昨日の早朝、15名の小学6年生が出発をしてくれました。こうした日に本市の子育て、そして教育分野、大変重要な議題について、皆様方と議論をできること、その意味を心にしっかりと留めながら本日の会議に臨ませていただきたいと考えております。

1つ目の議題でございます。「教職員の業務量の管理、健康確保」、こちらについては子どもたちの学びを支える指導者側のコンディションを整えるために極めて重要な取り組みになってまいります。先生方が心身ともにゆとりを持って笑顔で子どもたちと向き合える環境を整えることは、本市の教育の質を左右する土台であると考えております。

2つ目の議題でございます。「甲賀市こども基本条例」は、子どもの権利を守ること、すべての子どもたちが心身ともに健やかに安心して成長ができる社会、その実現を目指して制定をさせていただくものであります。

今年度、第2次甲賀市総合計画・第3期基本計画が2年目を迎えております。若者や子育て世代に選ばれるまちを実現していくためにも、教育委員会と市長部局、しっかり連携をして、子どもたちの居場所や未来について、保障をしていく必要があると考えております。委員の皆様方には忌憚のないご意見、また活発なご議論をいただきますことをお願い申し上げまして、ご挨拶に代えさせてい

たきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局

それでは協議事項に入らせていただきます。甲賀市総合教育会議設置要綱の第4条により、議長は市長が行うこととなっておりますので、岩永市長、進行をよろしくお願いいたします。

○岩永市長

それでは議題に入らせていただきます。1点目の議題については、「甲賀市立小中学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について」であります。それでは、事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。

○事務局

(資料に基づき説明)

○岩永市長

ありがとうございました。それでは、ただいま事務局から説明がございました内容について、まずはご質問等がございましたら、ご発言をお願いいたします。意見交換についてはその後に行いたいと思いますので、まずは資料について疑問な点などがございましたらお願いいたします。

○岩永市長

ご不明な点はございませんか。とりあえず資料についてはよろしいでしょうか。それでは本件についての意見交換に入らせていただきます。ご意見を頂戴したく存じます。谷口委員いかがでしょうか。

○谷口委員

学校と教育委員会が連携して取り組む内容について、確認と私の思いを述べさせていただきます。先生方が働きやすさを感じられるよう、セルフチェックシートやストレスチェックで状態把握をしてフォロー・サポートをされているとのことですが、やはり子どもと真剣に向き合うには相当の気力、体力、知力が必要ですので、先生の心と体の余裕、余白が大切だと思います。また、その大切な取り組みもされていると感じます。そこで確認したいのですが、現在、先生方の多くが具体的にどのようなことに困っていて、何が一番のストレスになっているのか、その把握ができておりましたら教えていただけますでしょうか。

○岩永市長

事務局いかがでしょうか。

○事務局

具体的にどのような内容に負担を感じているかは多岐にわたるかと思います。日々の授業準備はもちろんのこと、以前から課題となっております部活動の指導、翌日の準備、様々な諸連絡、そして緊急的な対応などがございます。子どもたちの安全・安心を確保するための時間外での対応も含め、内容としては非常に多岐にわたり、個々の状況にもよるかと思えます。状況といたしましては、「働き方改革」という言葉が社会的に浸透している中で、先生方ご自身がどのように感じて、どのように進めているかというところを注視しております。どのようなところが課題としてあり、それをどう改善していくかという視点を持ちながら進めていきたいと考えております。

○谷口委員

個々の先生方に対するヒアリングや調査などを通じて、現場の先生方が抱える具体的な困りごとやストレスの原因をまず明らかにして、効果的なサポートに繋げていただきたいと考えております。以上です。

○岩永市長

先生方にアンケートとか、そういったことは実施されているでしょうか。

○事務局

セルフチェックシートやストレスチェックにつきましては、過年度より進めているところでございます。それぞれの教員の先生方の直接の服務管理は管理職が行っておりますので、そちらとの連携、あるいは状況に応じた聞き取りなどを行いながら、状況把握に努めているところでございます。

○岩永市長

谷口委員よろしいでしょうか。松山委員いかがでしょうか。

○松山委員

そもそも、テーマが「業務管理」や「教職員の健康状況」ということになりませんが、例えば「電話が１７時で通じなくなった」とか、「この業務は地域が担うようになった」とか、先生方の時間を確保するための状況は整いつつあると思います。退校時間をチェックすることで先生が何時に帰れているかは確認できる

と思いますが、保護者の方や一般市民からすると、そうすることで「子どもに向き合う時間がどう増えたのか」「子どもに向き合う姿勢がどう深まったのか」という点こそが求められるところだと思います。ただ、そこについては数値的に出せるものではないので、非常に結果が見えにくい部分だと思います。しかし、そこが求められている点だと思いますので、子どもに向き合う時間が増えたのか、それによって子どもの問題が減ってきたのかといったことをどのように見ていくか、非常に難しいところではありますが、考えていただけたらと思います。

○岩永市長

今のご意見でもありますけど、効果をしっかりと明確にしていくというようなところについて、何かお考えがあればお願いします。

○事務局

数値化できるものとできないものがあるかと思いますが、ハード面とソフト面の両方を見極めながら、「働き方改革」をしっかりと進めていく中で、確かに先生方の健康管理が子どもたちの教育に寄与しているということを示す必要があると思います。これまでも学校評価等で地域の方、保護者の方に状況を把握していただきながら、それを学校の課題として改善に繋げていくということもしております。そうした点も含めて、子どもとの向き合う時間がこうして増えている、といった道筋も検討していきたいと考えております。

○岩永市長

市長部局においても働き方改革やＩＣＴ化など、効率を求める事業を進めていますが、常に「何のためにこれをしているのか」ということを職員に理解してもらうことが大変大事だと思っています。市民へのアナログな対応というのも近年増加しておりますので、そのためにこうした事業を進めているのだということを先生方にもしっかり理解いただいた上で、進めていくことが大切だと感じております。青木委員いかがでしょうか。

○青木委員

目標を立てられて、１ヶ月の時間外在校等時間４５時間以下の割合を１００％にするという、非常に高い目標だなと感じました。時間外を減らすことについては、これぐらいの目標を持たなければならないという気もしますし、そのために色々な取り組みをされています。とにかく「業務量の削減」が大事だなと感じます。よく学校現場で、一般の先生方の業務を減らすために、逆に教頭や教務主任、管理職の業務が増えてしまったり、学校現場を楽にするために今度は教育

委員会サイドの業務が増えたりしては元も子もありません。業務量そのものの削減というところを効果的にしていただきたい。そんな中、2学期制について小学校は令和9年度からとのことですが、中学校での導入は無理なのでしょうか。あと、自動採点システムというのも中学校はそろそろ入ってくると。これは小学校には無理なのか。できれば小学校と中学校がうまく連携していくために、小学校で2学期制にするなら、中学校も可能であれば2学期制にしていく部分でも考えられたらどうかと感じました。それから、部活動の活動終了を16時半にして17時には完全下校と。地域展開が言われている中で、なかなか受け皿がまだ市内でも難しい。こうした取り組みとしては良いと思うのですが、受け皿をなんとか見つけていただいて、中学生が17時以降の過ごし方といいますか、部活動プラスアルファで発散できる活動ができる場があればと感じます。以上です。

○岩永市長

今のご意見についていかがですか。

○事務局

自動採点システムにつきましては、本年度の2学期以降、中学校現場から導入する予定で考えております。そこでの中学校現場における効果や有効性というものも分析・検証いたしまして、小学校でも可能なものかどうか考えていければと思います。特に小学校ですと、大規模・小規模とさまざまなクラスがありますので、逆に手採点の方が早いという部分もありますので、そのあたり中学校は定期テストだけでなく、実力テストなどのテストの回数も多いです。その検証も含めて今後考えていかなければならないと思っております。

それから、成績の評価の仕方ですが、今、小学校で残り数校が3学期制をとっておりますが、ほとんどが2学期制になっております。残り数校についても、市の方からこうした計画を出しましたので、学校の方で検討するよう指示しているところです。中学校につきましては、やはり最終目標が進学というところもありますので、その成績をつける段階で、2学期制ですと大きく成績に関わる部分について1学期、2学期とこまめに評価してあげたほうが、子どもたちの学びに繋がっていくのではないかというふうにも思っておりますので、そこはまた今後検討していかなければならない場合もあるのかなと思っております。

部活動の地域展開につきましては、ご指摘の通り受け皿という部分について甲賀市は非常に課題がございます。ただ、先ほど説明がありました通り、教職員の業務管理の指針としまして、実際に16時45分活動終了、17時完全下校という形で保護者通知しているところです。その時間短縮につきましても、国の方が令和13年度までの地域展開の完全移行という方向を示しておりますが、甲

賀市にとって一番良い形は何かというのを、今、部活動地域展開検討協議会を設置しまして協議しているところですので、一定の見通しを持ちながら、できるところから進めていこうと考えております。

○池田教育長職務代理者

社会的にも非常に注目されている、教職員に限らず働き方改革というのは、大変重要な問題であります。この計画の趣旨にもありますように「子どもと向き合う時間を確保する」ということを最終的な目標にしていくのは、極めて重要なことだと考えております。その中で、やはり社会的に非常に注目される部類の話でありますし、例えば教職員の成り手の問題、そういうところにも響いていくような事態にもなります。また、どうしても全国順位などというのが出てきそうなものでもございますので、どうしても数字に対して圧力がすごくかかりすぎるのではないかと懸念しております。ですので、実態の把握については、計画に示された方法で行う部分と、先ほどからお話が出ております「見えにくいところの真の実態」を把握することが重要です。例えば、「実は家へ仕事を持ち帰って土日に対応しているが、それで何とか回っている」という現実、先生に限らず日本中どこでも起こり得ることかもしれませんが、そうした部分の把握を含め、コミュニケーションを通じてしっかり見ていかなければ、先生の心身の健康や余裕がある状態、ひいては子どもに向き合える環境には繋がりにくいのではないかと感じます。ICT化によって余計な手間が発生し、かえって時間が増えてしまったりは意味がありませんので、細かな本当の実態を把握することを大切にすべきだと思いました。

○岩永市長

非常に重要なご指摘だと思います。現場の先生方の本当に小さいところの実態把握というところがスタート地点になると思いますので、そこは常に怠ることなく現状把握に努めていただきたいと思います。市長部局としてこの分野においてできることについての見解についてはいかがでしょうか。

○事務局

実際は現場に特化したお話ではございますが、現場の意識という部分は非常に大切だと認識しております。1つ言えますのは、教職員でなければできない仕事と、それ以外の形で対応可能な仕事があるということです。実際、そうした切り分けは支援員や学習サポートスタッフの配置といった部分に表れてくるかと思っております。これらについては市全体の予算にも関わる話でございますので、人的な配置を含め、市長部局の人事・財政を中心に全体的な調整を行いながら進める

べき分野だと考えております。また、池田委員からお話のあった「持ち帰り仕事」や「隠れ残業」的な部分については、常に情報セキュリティの問題が潜んでおります。個人情報漏洩のリスク管理はＩＣＴ機器の全体運用に関わる話ですので、情報政策部局との調整もしっかり進めていく必要があると認識しております。

○立岡教育長

県の担当者との話も交えて申し上げますが、県内には教職員が約１万人おります。これはヤフーやサントリーといった大企業と同じような規模の従業員数であるという捉え方をすれば、企業であれば環境を改善しなければ離職が進んでしまう、まさに喫緊の課題であると言えます。委員の皆様がおっしゃることは、私も全く同感でございます。特に「持ち帰り仕事」はグレーゾーンであり、これをどのように数値化し、明らかにするのか、あるいは加算するのかといった点は、今後の大きな検討課題であると考えております。また市長部局のお話にもありましたが、甲賀市では教職員をサポートする加配や支援員など、様々な形で人的配置をいただいております。このサポートがあるからこそ、教員の空き時間を確保したり、専門的な視点での対応が可能になったりと、働き方改革に大きく寄与しております。この手厚い財政的支援とサポートに対し、改めて御礼申し上げますとともに、引き続きのお願いをいたしたく存じます。最後に、新学習指導要領が導入されますと、その中では「教員の余白」だけでなく「子どもの余白」の時間も創出することが求められます。何かを削らなければ余白は生まれませんので、今後大きな転換が起こると予想されます。現在は、この計画に基づき、今できることを粛々と進めていく段階であると考えております。

○岩永市長

人事や財政については、私自身も引き続き努力してまいりたいと考えておりますが、財政については非常に厳しい状況でございます。インフレの影響ですべての価格が高騰しており、市長部局の予算もかなり削減する方針で、すでに令和９年度の予算編成に着手しております。限られた資源をいかに有効に活用していくかが極めて重要な視点となりますので、今後も市長部局も連携しながら、教職員の働き方改革や地域との関わり方について検討を重ねてまいりたいと思います。本件につきまして、その他に何かございますか。

○青木委員

業務について「教員がすべきこと」と「教員と地域、または教育委員会が連携して行うこと」、そして「地域に任せること」を明確に仕分けすることが重要です。この仕分けを徹底することで、教員が本来の業務に専念できるようになると

考えます。市内にはコミュニティ・スクールなどの地域組織も整備されており、
ますので、これらを有効に活用している優れた事例を収集し、市内全域に広めてい
く取り組みに力を入れていただきたいと願っております。

○事務局

地域の方々のお力は、学校運営において非常に大きな支えとなっているのが
現実です。教育分野に限りませんが、地域との良好な関係の中で「地域で子ども
を育てる」という視点は、教育分野と市長部局に共通する願いであります。地域
と学校が一体となって子どもを育てる風土づくり、意識醸成は非常に大切で
すので、全庁的に連携してこの機運を盛り上げてまいりたいと考えております。

○岩永市長

その地域連携というものは、具体的に先生方の働き方改革にはどのように繋
がっているのでしょうか。

○事務局

コミュニティ・スクールの枠組み等を通じて、教育活動以外の部分で多大なご
支援をいただいております。例えば、学校の維持管理や環境整備に関わる業務を
地域の方々に担っていただくことで、学校現場の負担軽減に繋がっている事例
がございます。今後も、教職員以外の方々にお力添えいただける分野については、
学校側の体制の理解も得ながら積極的に進めてまいりたいと考えております。

○立岡教育長

具体的な例を申し上げますと、例えば5年生が米作りの学習を行う際、以前は
教員がどこの田んぼを借りて誰に指導を仰ぐかといった段取りをすべてマネジ
メントしておりました。現在は、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の
コーディネーターがその間に入って段取りをしてくださいます。これは教員に
とって非常にありがたい動きをしていただいています。具体的な例としてはこ
のような姿です。

○谷口委員

私自身も学校支援ボランティアとして長く関わらせていただく中で、授業の
中で彫刻刀やノコギリ、ミシンなど危険な道具を扱う際は、特に多くの目が必要
になります。先生一人では難しい場面でも、ボランティアが数名入ることで子ど
もたちの安全確保に直結するという経験も私自身もしてきました。現場の先生
方からも「本当にありがたい」と感謝の言葉をいただいております。

○岩永市長

その他、本件についていかがでしょうか。

○池田教育長職務代理者

こうした場ですので申し上げますが、根本的に世の中の流れとして働き方改革が進み、教員もその中に位置づけられています。しかし、例えば医療関係者に関しては残業量の上限が多かったり応召義務を負ったりする代わりに、相応の収入と社会的地位が保証されています。本来、先生を目指す方は、残業代を目的としているわけではないと思います。ましてや、お母さんが子どもを育てる際も「これ以上は残業だ」などと考えないのと同様に、時間を惜しまず子どもたちのために尽くしたいという思いがある方が教員になるべきだと思います。そういう意味では、働き方改革の枠組みにあてはめるような業界の方ではないような素晴らしい方が集まっていると思います。むしろ、教職員の社会的地位を向上させ、やりがいを持って働ける環境を整えることで、「残業はあっても、それ以上に価値のある仕事だ」と思えるような方向性こそが、本来目指すべき姿ではないでしょうか。ここで議論しても解決する話ではありませんが、そのような視点も必要だと感じております。

○立岡教育長

全く同感でございます。仕事に見合った対価がしっかり保証され、医師のような給与体系や社会的評価が得られるようになれば、教員のなり手も増えていくのではないかと私も考えております。

○松山委員

池田委員のお話を聞いて、私も常々感じていたことと重なりました。世の中の流れとして働き方改革も大切と言いますが、お医者さんに関してはそこまで声が上がっていないと思います。やはり、対価もあるし、いわゆる先生と言われる立場の方だと思います。それでいくと、学校の先生も先生と言われる立場の方なので、いわゆる先生と呼ばれる方は、お医者さんであれば患者さん、学校の先生であれば児童や生徒たちに対して、全力で全てを出してやってあげたいと今まで思ってこられた方がやってこられた。なので、残業代も一律になっているということにつながっていると思います。そこよりもやりがいや、子どもや地域、保護者からも、「先生お願いします」というポジシヨンのなものが本当は一番いるのかなと思います。それがあるとやりがいとかにはつながってくると思いますので、池田委員がおっしゃられるように、ここで議論してもということではありますけれども、先生方も先生と呼ばれるようなものを持って先生になってほし

いというところがあります。

○池田教育長職務代理者

もし、国の流れとしてそういう芽がすこし見えたような時に率先して行う市であったり、SNSの利用についても、諸外国では年少者の利用制限などの動きが加速していますが、日本ではまだそのような気配は見られません。しかし、そういうものが見えた時に市として迅速に対応できるかには影響が出るかもしれません。

○岩永市長

先生方もやりがい作りや時間には現れない部分について、しっかりと根本的に取り組んでいくべきだという貴重なご意見だと思います。しかし、世間が「先生は偉いんだよ」と言ってもなかなかそうなるものではありません。やはり、先生方自身が余白を持っていたきながら、自分の成長を高め、より広い視野で教育者として指導ができるというところの先に、おそらく先生方に対する見方であるとか、尊敬であるとかというようなことが出てくると思います。そういった人づくりも含めて、これから市長部局と教育委員会が連携をして、取り組んでいく息の長い話になってくると思います。これは全国的な問題にもなってくると思いますので、そういった視点を忘れることなく、あまり数字ばかりにとらわれることなく、本質を見ながら進めていければというふうに考えておりますので、非常に貴重なご意見、ありがとうございました。本件については議論を終了させていただきます。

それでは2点目の議題に入らせていただきます。これも甲賀市にとって重要な条例になりますので、忌憚のないご意見を賜りますようお願いを申し上げます。それでは、事務局から資料の説明をよろしく願いいたします。

○事務局

(資料に基づき説明)

○岩永市長

ありがとうございました。それでは、ただいま説明のございました内容について、意見交換に入りたいと思います。事務局から説明がありましたとおり、「子どもを権利の主体とする」ということと「子どもと大人が共に理解を深めながら、市全体でその幸福を守り抜いていく」という姿勢を示す条例でございます。子どもおよび大人が権利への理解を深め、家庭や地域、行政といった大人が、それぞれ職務を自覚し、連携して取り組んでいく条例制定の理由を踏まえ、市長部局と

教育委員会が連携して取り組んでいくためのご意見を頂戴したく存じます。いかがでしょうか。

○谷口委員

第2の7の「子どもの役割」について取り上げていただいていますように、権利とセットで大切なこととして私が思いますのは、自分の権利を主張するイコール「自分の言動に責任と自覚を持つこと」と、自分の思いや考え、言動を尊重してほしい・認めてほしいのであればイコール「相手の思いや考え、言動を認めるための努力をすること」。これは同じくらい大切なことだということを子どもたちが学んでくれることを望みます。そして今回のこども基本条例を良い機会として、学校や家庭、地域で「なぜその権利が大切なのか」という理由や、それによってどんな良いことがあるのかというメリットも伝えていって、子どもと大人が一緒に考え話し合う機会になってもらえることを期待いたします。

続きまして、もう1点ですが、この基本条例の全体を通して、小学校高学年でもこの言葉、熟語はすこし理解が難しいかなという箇所が数箇所ございましたのが気になりました。その中から8つ挙げさせていただきますとともに、私が考えました子どもにも届くかなという言葉の表現もあわせて挙げさせていただきます。

まず、数多く出てきます「権利」。こちらを、やはり子どもたちは日常生活の中でなかなかこの権利について考えたり向き合ったりする機会もございませんし、子どもに伝わるかなと考えましたのは「〇〇してもらえること」「〇〇して良いこと」といった具体的な言葉で。次に「条例」。なかなかこれも子どもが使う言葉ではないため難しいと思いますので、「市が決めた、みんなが守るためのルール」といった説明はどうでしょうか。次に「保障」。これもイメージが湧きにくいので、「安全を約束すること」という直接的な言葉で。次に「概要」。難しい熟語なので、「一番大事なところを短くまとめたもの」。第2の2の「未成年後見人」。「18歳になるまでの人は未成年です、それまで親の代わりにその子の面倒を見る大人のことです」。次に「権利侵害」。「大切にされるべきことが、きちんとされていないこと」。次に「施行」。「この条例がいつからどんな風に始まるのか」という説明はいかがでしょうか。このような、せっかくの機会ですので、横や下の方に注釈を入れることや解説資料などがあると、より多くの子どもたちに親しみを持って伝わるのではないかなと考えました。

1点最後に残しました、第2の4の「育つ権利」の「自分らしさ」。これがとても私も時間を要して考えたのですが、まだ多くの子どもはこの自分らしさについて考えたり向き合ったりする機会がないと思いますので、今回をきっかけにして「自分らしさってなんだろう、自分って何者だろう」というアイデンティ

ティ、自己同一性の確立に向けて考え始める発達段階でもございますし、今の自分にできることを見つけるチャンスにさせていただきたいと考えます。この「自分らしさ」をどういう風に噛み砕いて説明したらいいかというのを考えて、私が思っているのは「自分はこれが好き、これが得意で夢中になれるんだ、そして自分の考え、その姿のこと」だと思います。そしてまたこの自分らしさというものは、元々あるものを発見するのではなく、自分で作り出していくものという風に今は大人になって思いますが、そういうところも子どもたちが深く考えるきっかけにさせていただきたいなと考えました。以上です。

○岩永市長

ありがとうございます。冒頭に子どもでも理解できるということに注意を払って作成をいただいたということですが、審議会の中で言葉について何か議論がありましたでしょうか。

○事務局

先日、子ども・子育て応援団会議がございまして。本年度2回ご議論いただいた中でも、今回のこの条例がしっかり本当に子どもに伝わるのかという点についてはご意見をいただいております。今回、小学校5年生までの漢字を使って作成し、子どもも大人も、しっかり理解ができるという前提で作成はしておりますが、本当にこれが子どもに読めるのかという心配、色々なご意見をいただいております。まずは今回のこの条例をしっかり啓発していく中で、より子ども向け、また中高生向けにしっかり誤解のないように伝わるような啓発資料なども今後作成もしていきたいと考えておりますし、また学校の現場でもこうした部分しっかり伝わるように、私共の方からも説明をさせていただければと思っております。

○岩永市長

いかがでしょうか。

○谷口委員

これを良い機会として、学校や家庭、地域で子どもと大人が一緒になって考え話し合うきっかけ作りになればいいなと思っています。

○岩永市長

青木委員お願いいたします。

○青木委員

目的の概要にある「子ども権利条約に基づき」という点についてですが、こども権利条約と共に日本の法律であるこども基本法や、子ども権利条約およびこども基本法の精神に則るといった、根拠となる法律を明示すべきではないかと思いました。条例を制定する際、その元となる法律等をここへ記載する方が良いのではないのでしょうか。

それから、以前、教育委員会の中でも議論いたしましたが、「社会のルール」などを踏まえながら子どもが役割を果たすという視点を、前文の中にうまく取り入れていただきました。第1の前文の終わりに「こどもが権利の主体として尊重され、こども及び大人がその権利への理解を深めるとともに、年齢や成長に応じて自ら考え、他者を思いやり、社会の中でルールに従って役割を担うことができるようにします。」とあります。他の自治体の条例を見ても、ここまで社会のルールについて踏み込んだ記載はあまり見かけませんので、踏み込んだことを入れていただいたと感じております。ただ、この「社会の中でルールに従って」という表現ですが、「ルールに従う」と言うと、そこから外れてはいけないという印象を与えかねませんので、より適切な表現がないかと感じました。

それから、滋賀県の条例と比較して少し弱いと感じたのが、第2の20の「子どもの権利侵害からの救済」です。ここでは「関係機関と連携し、権利侵害の実情に配慮しながら対応します。」とありますが、県条例は相談や調査といった部分までより深く踏み込んだ内容になっています。この救済の部分についても、もう少し内容を膨らませた方が良いのではないのでしょうか。

○岩永市長

事務局いかがでしょうか。

○事務局

1点目の子どもの権利条約およびこども基本法についてですが、ご指摘の通り、子どもの権利条約、そして国が策定したこども大綱などもふまえて、追記をさせていただきます。

2点目の制定理由にある「社会の中でのルールに従って」という表現についてですが、これは単に子どもに自由や権利を与えるだけでなく、子どもの成長に伴って他者への配慮や社会のルール、役割の遂行といったことに結びついていくべきだという視点で盛り込んだものです。言い回しについては、ご指摘を踏まえて再検討させていただきます。

第2の20の救済に関するご指摘についてですが、県の滋賀県子ども基本条例の言い方と比べて少し弱いのではないかというご指摘であったと思います。

第2の20に該当するところにつきましては、今のご指摘を踏まえて、内容を確認させていただき、検討させていただこうと思います。

○事務局

補足ですが、先ほどの第2の20につきましては、県は昨年度から滋賀県子どもの権利委員会というのを設け、県自身が主体となっていると明記しているということで、市はその相談機関を紹介するという立場でございますので、このような調整をさせていただいているところでございます。以上です。

○岩永市長

池田委員、いかがでしょうか。

○池田教育長職務代理者

条例の文体についてですが、私は専門家ではありませんが、このような平易な文体で本当に良いのかという点に疑問が残ります。他の条例や法律との整合性を厳格に保てるのか、懸念しております。先ほどから学年ごとに読める・読めないという話が出ておりますが、普通の条例としての文体で作成した上で、別途、子ども向けの年代別の版を数種類作るのが合理的ではないでしょうか。

また、内容を拝見しますと、この条例によって何かが縛られたり罰せられたりする性質のものではないように見受けられます。憲法や学校教育法、生活保護法など、既存の法律で既にカバーされている内容を、平易に言い換えたものという印象を受けます。一方で、大人の義務についての記載が不足しているのではないのでしょうか。子どもの意見を聞きましょうと言っても、子どもはまた未熟で知識も少なくきちんとした判断力がないのが子どもです。その子どもの意見を聞きましょうというのも「言う権利はあるよ」って言ってあげたら、子どもは好きなように言います。「どうぞ言ってください」と言って、好きなように言う場を設けたところで、それで終わるのであれば意味がない。それを結局聞いて、きちんと対応するという、大人の義務が書いてある内容であれば納得できます。しかし、大人の義務についてはぼやかして書いている印象です。例えば、議会とパブリックコメントの関係のように、必ずしもすべての意見を採用するわけではなくとも、必ず正式な回答を返すことで言う権利を担保するという関係性が必要です。子どもに対しても、単に権利があると伝えるだけでなく、「対応する側」のことをさらに書いたほうが良いのではないのでしょうか。

○事務局

文体についてのご指摘をいただきました。今回は「できる限り平易な言葉で子

どもにも伝わるものを」という思いの中で、市の法務担当とも協議を重ねて作成いたしました。年代別の啓発資料を別途作成すべきではとの点については、全くその通りだと認識しております。条例の内容をより分かりやすく伝えることができるパンフレット等を、年代に合わせて作成していこうと考えています。また、大人の義務が不足しているのご指摘についてですが、1つ目に第1の制定の理由の中で、「年齢や成長に応じて自ら考え、他者を思いやり、社会の中でルールに従って役割を担うことができるようにします。」とあります。2つ目に第2の13の大人の役割の中で「大人は、こどもと向き合い、対話することを心がけるとともに、こどもから相談があったときは、寄りそって話を聞くよう心がけます。」とあります。第2の8の保護者の役割に「(1) 保護者は、家庭がこどもにとって最も安心できる居場所となるよう努めます。(2) 保護者は、こどもの権利を守ることにについて、重要な責任があることを認識し、こどもにとって何が一番良いことかを考えて、愛情をもってこどもを育てます。」と定めています。子どもの権利も大切にしながら、我々大人もしっかりと果たすべき義務は果たしていくというところはもう少し検討が必要かと思います。

○事務局

今の大人の役割ですが、この中ではしっかりと子どもを権利の主体として捉え直しております。その中で、大人の役割の中で、対話というところがあります。子どもが考えた意見はしっかりと受け止めていただき、もしそれができない場合は、なぜできないのか、なぜダメであるのかとか、そういう部分をしっかりと大人が対話によって子どもに理解をしていただく、そういう重要な部分でありますので、まずは子どもたちが自分で考えて、意見を言える環境を作る。そこに対して大人が責任を持って認められることは認めてあげる、ダメな部分はなぜダメなのかということをしかりと対話の中で伝える必要があると考えております。元に戻りますが、ですます調の関係、文体のこともありますが、委員もおっしゃっていただきましたように、基本的には何か新しいことをするというわけではなく、子どもが権利主体であるという視点で、様々ものをもう一回整理し直させていただいて、条例化させていただいた部分もあります。このような形で、分かりやすい文体でも担当部署に本文を確認させていただいている中では問題ないと認識しております。以上です。

○池田教育長職務代理者

例えば、小学校6年生くらいの子どものが、自ら街のことを調べて市役所の窓口へ「こういう問題があると思うんだけど、どうだろう」と相談に来た場合、どのような対応をされるのでしょうか。

○事務局

担当課がしっかりとお話を聞かせていただいているとは思いますが。

○岩永市長

市長への手紙などを通じて未成年の方からご意見をいただくことがございます。それらに対しましても、誠実にお答えをお返ししております。

○池田教育長職務代理者

そうしたことが水際だと思います。学校や家庭の話はもちろん元々のことで大事なことです。子どもが自ら市役所へ出向いた際に「大人たちがしっかり話を聞いてくれた」と実感できれば、参画の空気感も高まる可能性もあります。逆に「子どもだからと相手にされなかった」となれば広がりません。そうした部分での対応が変わるのであれば、大事なことだと感じます。

○岩永市長

松山委員、いかがでしょうか。

○松山委員

今までに委員さんがおっしゃったことと重なるところもたくさんありますし、一部ではちょっと反対の意見になるところもあるかもしれませんが、申し上げます。まずは、前もって資料をいただきましたので、私としましては「子どもの権利条約」や「こども基本法」をじっくり読む時間ができましたので、ありがたかったなと思っています。それを見た上で3点気になったところを申し上げます。

まず1点目は、今先ほどからも何度も出てはいますが、「平易な言葉で」というところをまずお話ししたいと思います。子どもに理解ができる平易な表現を目指しているという意図は、十分読ませていただいて理解はできました。ただ、結果として、同じ意見になるかもしれませんが、公的な条例案としては、論理的な深みがすこし少なくなるのかなと思っています。「子どもに寄り添う」「子どもがわかるように」という、子どもに寄り添う姿勢に偏りすぎているという印象がありまして。それがために、直面する課題の本質から逸れてしまっているのではないかと懸念を抱きました。この条例の中の文言や文章が、子どもが長期的に成長や自立をしていくことに繋がるかどうか、本質的な支援になるのか、というところがどうかというふうに思いました。例えば「平易」ということについてですけれども、具体的に申し上げますと、第2の4の「育つ権利」のところに（ア）（イ）（ウ）（エ）がありまして、「自分らしさを大切に」「学校等でいる

いろなことを学べること」「遊んで楽しく過ごす」とありますけれども、これだけ見ますと、子どもがすぐ理解できる分かりやすい言葉で書いています。ただ、基本となっている「子どもの権利条約」の内容を見ますと、例えば（ウ）のところは、権利条約の第31条から来ているのではないかと思います。31条というのはどういう内容かというと、「子どもが休んだり自由な時間を持ったりする権利があるし、年齢に適した遊びとかレクリエーション活動、文化芸術活動もしていいですよ」という内容になっています。その前に、子どもは「学校で勉強する権利がある」「初等教育は無料にしないといけない」「勉強しなくちゃいけない」「こういうふうに学んでいかなきゃいけない」。でもその後に、「ゆっくりもしていいんだよ」「遊んでもいいんだよ」「芸術活動してもいいし、年相応のレクリエーションもしていいんだよ」という流れの中で、「教育もあるが、休憩もしていい」という心の流れの本質を考えた時に、子どもがこの（ア）（イ）（ウ）（エ）を読んで、「学校でいろいろ学んでいいんだよ」「遊んで楽しく過ごしていいんだよ」となった時の受け止め方がどうなるのかな、と考えました。国際条約やこども基本法が意図する、「勉強も君たちは絶対していいよ。子どもだから児童労働みたいではなくて、勉強していいんだよ。でも勉強だけじゃなくて、遊びや休憩もしていいんだよ」というところが平易な言葉にしようとするがために、その意図が伝わっていない部分があるのではないかということで、懸念をしています。

次、根本的なところですが、制定の理由の「こどもが社会の一員であることを理解し、こども自身の意見や考えを大切にすることが求められます。」というところを、子どもが読んで理解すると「僕たちも社会の一員だから、僕たちの意見や考えを大切にしてくれ」というふうに捉える子どもも多いと思います。それはそれで一部正しいですが、子どもの権利条約の前文では児童が、社会において個人として生活するため十分な準備が整えられるべき。社会に出ていく前に、こどもが社会において、しっかり個人として生活するために準備をしなくてはならない。つまり、子どもは準備の段階ですというふうに書かれています。こども基本法の中では、どう書いているかというと、「子どもとは心身の発達の過程にあるものをいう」というふうになっています。だから、これを考えると、前提がすこし違うのではないかなという印象を受けます。今回の案でいきますと、「子どもは社会の一員だから言って良いです。」ではなく、「子どもは今発達している途中なので、そして将来社会の一員となるための準備をしているので、その段階に相応の意見を聞く」ということになると思います。子どもの権利条約の中でも、「その児童の年齢および成熟度に従って相応に考慮をされる。」こども基本法の中でも同様のことが言われています。そこを平易なものにするために、子どもの意見を聞きましようだけ書いてしまうと、少しずれてくるのではないかなと思

いますので、そういう根本のところをしっかりと押さえるべきかと思います。

もう一点、バランスの問題ですけれども、子どもに理解できる条例ということで、この条例の最初の方は非常に理解しやすいと思います。ですが後半部分はかなり難しくなっている気がしましたので、最後まで到達せず途中で読むのを止めてしまう子どもが多く出るのではないかと思います。そのバランスでいきますと、条例案第2の3の生きる権利のところ、(ア)(イ)(ウ)(エ)が書いていますが、「(ア)生きるためにしっかりと食べることができること」これは、権利条約の中では27条を反映させていると思います。権利条約の27条では、衣食住を子どもは権利として保障されるべきとあるのを、ここでは食だけで取り上げられています。衣食住の住については、親が居場所をしっかりと準備するという条文もあったので、そこで住が保障されることになると思いました。しかし、それでいくと衣がありません。そして(ウ)(エ)というのは病気をしたら病院で治療が受けられる。病気予防のために健康診断、予防接種が受けられる、となっています。これについては、権利条約で言うと24条の良い医療を受ける権利があるというところからきていると思いますが、衣食住については一部省略がされ、良い医療を受けることについてだけ、健康診断、予防接種とすごく具体的なことが書かれているというバランスの偏りを感じました。その他にも前の方はわかりやすいけど、後ろはわかりにくい。生きる権利の中も、省略しているところもあれば、非常に細かいところもあって、そのバランスも気になりました。「平易であろうとし過ぎていること」と「根本」、「バランス」がすこし気になりましたのでお話しさせていただきました。

○岩永市長

ありがとうございます。審議会から上がってきた素案ということで、専門的な先生方が基本的には作っていただいているということになっています。たくさん中身についてご意見をいただきましたので、しっかりまた検討をして反映できるところはパブリックコメントまでに反映をしていくべきだというふうに思います。今、ご指摘のところで何か答えられることはございますか。

○事務局

全体的なことではただいまのご質問にお答えさせていただきます。条約には確かに準拠するようにしておりますが、その全てを列挙することはできません。そのため、この部分については内容を厳選し、かつ平易な表現を用いて記載しております。委員からのご意見につきましても、後ほど改めて検討させていただきたいと考えております。また、本件は子ども自身が考え、そして親にも向けた発信という側面も持っております。これらを含め、しっかりと啓発をして説明してい

くことが行政の役割であると認識しております。その点を十分に担保した上で、この条例を確実に届けるというところに主眼を置き、今後も検討を進めてまいります。

○岩永市長

ありがとうございます。そのほか、特に条例を制定して、市長部局と教育委員会部局が子どもの育ちということについてより連携をして進めていくというようなところで、何かご意見等ございましたら、お伺いできればありがたいと思います。条例自体はいわゆる位置づけとしては、理念条例という位置づけになり少しぼんやりとしているのが特徴ということになっているので、ただこの権利というような言葉や責務というような言葉はなかなか今までの日本の文化にはあまり馴染まない表現だというふうに思っており、伝え方というのは非常に難しいなというふうにも思っています。これまでは三世代同居であったり、地域のつながりがあったり、言葉にせずになんとなく柔軟にその子にあった見守り方を、日本はやってきました。しかし、私も海外に住んでいて、平気で8歳、9歳の子が大人を訴えるような国にもいましたので、いよいよ日本もこのような方向性に少しずつ流れができてきているのかなというふうにも思いながらも、権利や責務は勘違いしてしまうと、混乱した世の中になってしまいますので、そういったところは、今後それぞれの立場ある方に本当に慎重に分かりやすく伝えていくべきであるということを中心考えているところでもございます。松山委員その他はどうですか。

○松山委員

教育委員会との連携ということをおっしゃったので、例えばこの条例が甲賀市の子どもさんたちに広まった場合に、学校で子どもたちの様子がどうなってくるかということもよく考えて、やっていくべきだと思います。「あなたこうしていいよ」「大人にこんなこと言っていていいんだよ」というふうにして育った子どもが学校へ来た場合、先生との関係がどうなるかということも考えておくべきだと思います。

○岩永市長

その点本当に大切だと思います。これから計画をこの下に作って、それぞれの事業をしていくということになりますが、本当に一歩間違えれば異なる受け取り方をして私たちが望むような結果に至らないというようなことも、十分想定できるというふうに思います。貴重なご意見としてしっかりとこの場で承っておきたいと思います。その他にいかがでしょうか。

○池田教育長職務代理者

違和感として「権利」と多く書いているが、我々としては権利と義務はバランスよく存在しているという感覚があります。大人でいうところの権利と義務と少し違う部類の話のはずだと思うが、「あなたにはこんな権利があるよ」ばかりが言っているところに違和感があります。

○岩永市長

貴重なご意見ありがとうございます。その他いかがですか。青木委員

○青木委員

アンケートやワークショップで子どもたちのさまざまな声を聴いたのですが、具体的にどのような声が寄せられたのでしょうか。

○事務局

高校生の声を伺う中で、一番の幸せは「友達とお話ししている時」という声が多く聞かれました。また、印象的だったのは、身近な大人に意見を言うのは「怖い」という声です。理由を尋ねると、「頭ごなしに否定された」「無理だ、お金がないから諦めろと言われた」といった具体的な経験が挙がりました。

○岩永市長

谷口委員よろしいですか。

○谷口委員

最終的な目的は子どもたちが将来にわたって心豊かに生活し、良好な人間関係を築けるようになるためには、小中学生時代の「根っこ」を育てる大人が自覚を持ち、環境を整える必要があります。子どもたちには、最低限守るべきルールを守った上で、自分が夢中になれるもの、苦手なことでも頑張れる「強み」を持てるように失敗を恐れずにチャレンジする勇氣を持ってほしいと思います。その勇氣はあれいいな、これいいな、ワクワクするな、ドキドキするなという感性が大切ではないかと考えました。

○岩永市長

大変貴重なご意見を多数いただきました。議会においても活発な議論が交わされることと思いますが、本日いただいたご意見をこども政策部また市長部局の方でしっかり整理し、参考にさせていただいてより良いものに繋げていけるように私も先頭に立って尽力いたします。それでは時間となりましたので、最後

に教育長より一言お願いいたします。

○立岡教育長

ありがとうございました。令和８年度第１回総合教育会議の終了にあたり、私から一言ご挨拶を申し上げます。本日の会議では、「甲賀市立小中学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置に関する実施計画」および「甲賀市こども基本条例の素案」の２点についてご協議をいただきました。

まず、教職員の働き方改革についてです。これまで本市では、カリキュラムの見直し、支援員の加配、ＩＣＴシステムの活用、そして意識改革など多角的な取り組みを進めてまいりました。その結果、数値的にも少しずつ改善の傾向が見られます。業務負担の軽減は、教職のイメージ向上や質の確保に直結するものと考えております。一方で、生み出された「余白の時間」が、具体的にどのような業務に充てられているのかを、しっかりと点検していく必要があると感じています。

私自身の経験を振り返りますと、担任をしていた頃は、登校から放課後まで常に子どもと接し、下校後の１５時半過ぎから４～５時間かけて事務処理を行うといった生活でした。決してそうした働き方を推奨するわけではありませんが、授業以外の場面で子どもと共に過ごすことで、普段は見えない一人ひとりの内面や思いに触れることができました。そうした子どもの深い理解を基礎とすることが学習指導や生徒指導に役立つと思います。子どもと向き合うというのは内面にあるひとりひとりの願いをとらえるものと認識しています。先ほど松山委員からもお話がありましたが、「子どもと向き合う時間」が真に確保できているのか、把握の難しさはありますが、注視していきたいと思っています。また、青木委員からお話があった「やりがい」や「誇り」の維持向上については、単なる「働き方改革」だけでなく、管理職や同僚による日常的な「働きかけ」、教職の魅力を伝えていく働きかけが不可欠です。池田委員がおっしゃったように、教員自らが研鑽を積み、資質を高めることが大前提であり、それが保護者や子どもたちからの信頼、ひいては教員のやりがいへとつながっていくものと思いました。働き方改革の最終目標は、子どもたちへのより良い教育の実践です。単なる時間短縮に留まらず、授業研究や生徒指導、保護者対応における組織的で適切な初期対応など、必要な場面にはしっかりと時間を費やせるよう、年間を通じて業務の軽重をつけた働き方を推進してまいります。

次に、こども基本条例についてです。この条例は、子どもを独自の意見と人格を持つ一人の市民として位置づけるものです。子ども自身が自分の意見を発し、大人が真摯に受け止め、まちづくり等に反映させる仕組みを構築すること、また、子ども自身が理解できるよう「やさしい日本語」を取り入れたことが大きな特徴

です。家庭でのしつけや学校教育とのバランスについては、今後作成される年齢に応じたパンフレットの中で、権利だけでなく守るべき義務についても触れることを大切にしていきたいと考えています。市長からもお話がありました通り、これは理念条例であります。今後、学校や地域社会、行政の現場でいかに具現化し、活動に繋げていくかが極めて重要です。

本日は多くの貴重なご意見をいただきました。甲賀市の未来、そして子どもたちの未来のために、教育委員会が市長部局と議論を深め、本市教育のあり方を模索し続けることは大変重要なことであると再認識いたしました。今後とも関係者の皆様のご指導、ご支援をいただきながら進めてまいりたいと思います。閉会の挨拶といたします。本日は誠にありがとうございました。

○事務局

委員の皆様、ありがとうございました。本日の議事録につきましては、事務局で作成し、後日委員の皆様にご確認をいただいたものにつきまして、市役所、市ホームページで公開させていただく予定となっておりますので、ご了承をよろしくお願いいたします。それでは以上をもちまして、令和8年度第1回甲賀市総合教育会議を閉会させていただきます。ありがとうございました。